

復興大臣

平沢 勝 栄 様

双葉地方の復興・再生に向けた緊急要望

令和2年12月1日

双葉地方町村会
会長 伊澤 史朗

現在、世界中が新型コロナウイルス感染症拡大と地球温暖化・気候変動による大規模災害の襲来に脅かされ、日常生活の様式や産業構造の見直しなど、社会全体のあり方が根本的に問いかれ、変革を迫られています。

このような中、東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発災から10年の節目を迎えようとしております。

しかしながら、原子力災害は未だ収束せず、多くの住民は住み慣れた故郷を離れ、今もなお辛い避難生活を続けております。

また、復興に向けた取組が一つ一つ見えるような形で前進しており、明かりが見え始めつつありますが、双葉地方は町村ごとの復興のステージが異なり、それぞれの置かれた事情や抱える課題は大きく異なっており、双葉地方の復興はなお道半ばであります。

このような中、現在、政府において成案の策定に向けて検討が進められている「国際教育研究拠点」は、福島イノベーション・コスト構想の司令塔として、国際レベルの教育研究と産業集積を行い、世界に誇れる復興・創生を行う拠点として、双葉地方では大きな期待を持っております。

また、令和3年度当初予算及び税制改正等の作業が現在、政府において進められていますが、第2期復興・創生期間においても、原子力災害に自然災害や新型コロナウイルス感染症が加わったこの難局を乗り越え、かつての自然豊かで暮らしやすい「ふるさと双葉地方」を取り戻し、各地で避難生活を送る住民、将来を担う子どもたちが夢や希望に満ち溢れ、双葉地方で生まれ育ったという誇りを持てるよう、引き続き双葉地方の復興が成し遂げられるまで国の責務として対応していただけるよう次の6項目を要望いたします。

1 避難地域の復興の実現

双葉地方の復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注が必要である。

双葉地方は、町村ごとに復興のステージが異なり、それぞれの置かれた事情や抱える課題は大きく異なるなど、多様な課題に対し適宜適切な対応が求められるところである。

国においては、第2期復興・創生期間においても、復興のステージが異なる各町村で生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であるため、各種支援を充実させること。

また、これらの課題を解消し、復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例の継続並びに福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金及び福島生活環境整備・帰還再生加速事業の予算確保及び弾力的な運用等について、中長期にわたる財源の確保等を行うこと。

さらに、福島イノベーション・コスト構想は浜通り、特に双葉地方の産業や雇用創出に大いに資するものであることから、当構想の実現に向け、体制の強化や安定的な財源の確保等の必要な対策を講じること。

2 国際教育研究拠点の整備

国際教育研究拠点の整備については、原子力災害により、極めて厳しい状況におかれている双葉地方が20年、30年後も持続的に発展を成し遂げられるようにするために、これまでの地方創生施策で成し得なかった大胆な取組を行い、日本における「究極の地方創生モデル」を目指し、創造的復興を推進するための施策展開と財源確保を図るとともに、福島イノベーション・コスト構想を実現するための司令塔となる世界レベルの拠点として、また産学官連携・人材育成・地域連携等の中核拠点として、次の事項についてしっかりと行うこと。

(1) 新設の国立研究開発法人の設置

国際教育研究拠点の中核となる新設の国立研究開発法人を設置し、世界一流の研究者を招聘し、高度な科学技術の知見が集結する「知の融合拠点」の形成を図ること。

また、世界的研究レベルの研究費等に係る財源を継続的に確保すること。

(2) 女性研究者の活躍

女性が活躍できる研究環境の整備を図り、優れた女性研究者を招聘し、産学官連携の魅力を高めること。

(3) 研究タウンの整備

国内外の一流の研究者やその家族等を受け入れられる生活環境・インフラを備える「研究タウン」の整備に要する財源をしっかりと確保すること。

(4) 地元人材に対する育成

双葉地方を含む浜通りが持続的発展を遂げるためには、地元の人材育成が重要であることから、ふたば未来学園等の地元の高校生を始め、小中学生も含めたシームレスな形で国際教育研究拠点による地元人材に対する育成の仕組みを構築するなど、教育機能を充実させること。

(5) 教育機能の充実

教育機能の充実を図るとともに、将来の大学（院）の設置を引き続き検討しつつ、連携大学院制度等を構築し、さらには定住人口拡大や生活環境の整備により地域づくり・まちづくりとも連携した拠点として整備すること。

3 改正福島復興再生特別措置法等に基づく復興の加速化

原子力災害からの復興・再生の更なる加速に向け、改正福島復興再生特別措置法に定められた移住・定住の促進や営農再開の加速化、福島イノベーション・コスト構想の推進に向けた取組等、多岐にわたる課題に対し、国が一体となって総合的な施策を推進すること。

4 復興関連税制の創設及び延長等

(1) 福島イノベーション・コスト構想の推進に係る特例措置等

双葉地方においては、原子力災害に起因する産業復興が非常に厳しい状況にあることから、福島イノベーション・コスト構想の推進に係る特例のうち、特に雇用特例については、避難12市町村の避難対象雇用者だけでなく、福島イノベーション・コスト構想の推進に資する人材も対象とするとともに、復興特区税制よりも高い措置率とすること。

また、対象資産については、事業者の取組を手厚く支援するため、福島イノベーション・コスト構想の推進及び特定事業活動に資する器具備品を幅広く対象とすること。

(2) 住宅用地の特例措置の延長

帰還困難区域は立入りが制限されており、避難指示解除前に住宅を再建することが困難であるため、住宅解体敷地の「住宅用地の特例」の適用を被災後10年分ではなく、避難指示解除後10年分までに延長すること。

(3) 震災復興特別交付税措置の継続

双葉地方は復興のステージが異なり、復興への課題も各町村で様々であるため、令和3年度以降においても、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分や震災対応のための職員採用等に係る人件費等について、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(4) 国勢調査等に係る普通交付税算定の特例措置

令和2年の国勢調査及び農林業センサスによる人口調査などの調査結果は、令和3年度以降の普通交付税算定における測定単位となるが、特に双葉地方においては、東日本大震災及び原子力災害の多大な影響により、多くの住民が双葉地方の各町村から県内外に避難している状況であることから、財政運営上支障が生じないよう、震災前の人口等を基準とするなど、普通交付税算定の特例措置を講じること。

5 福島再生加速化交付金の予算の確保等

(1) 福島再生加速化交付金の予算の確保

双葉地方の各町村により復興のステージが異なる中、全ての町村が原子力災害からの復興を成し遂げるため、復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

(2) 帰還・移住等環境整備交付金の運用

帰還・移住等環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう、以下の措置を講じること。

- ① 新たに追加される移住の促進や交流・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりに資する事業については、ソフト事業のみならずハード事業も対象とするなど、柔軟で活用しやすい制度とすること。
- ② 面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件を緩和するなど運用を弾力化すること。
- ③ 特定復興再生拠点区域における必要な事業等、復興の進捗状況に応じて対象事業及び対象経費を追加すること。
- ④ 適時的確な事業着手や複数年にわたる継続的な事業への対応など、柔軟に切れ目なく取り組むことができるよう、基金造成の対象を拡充すること。

- ⑤ 放射性物質が検出される限り必要とされる食品放射線濃度測定事業などへの確実な財政措置を行うこと。

6 新型コロナウイルス感染症への対応

双葉地方は原子力災害による人口減少が著しく、地域医療が脆弱であることから、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大やインフルエンザとの同時流行により地域医療が逼迫等することのないよう、医療体制の支援及び財源確保をしっかりと行うこと。

福島県双葉地方町村長名簿

町村名	氏 名	備 考
双葉町長	伊 澤 史 朗	会 長
富岡町長	宮 本 皓 一	副会長
広野町長	遠 藤 智	
楢葉町長	松 本 幸 英	
川内村長	遠 藤 雄 幸	
大熊町長	吉 田 淳	
浪江町長	吉 田 数 博	
葛尾村長	篠 木 弘	